

令和四年六月十四日受領
答弁第八八号

内閣衆質二〇八第八八号

令和四年六月十四日

内閣総理大臣 岸 田 文 雄

衆議院議長 細 田 博 之 殿

衆議院議員松原仁君提出ジェノサイドに関与した者の入国拒否等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員松原仁君提出ジェノサイドに関与した者の入国拒否等に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねについては、個別の事案に関することであり、お答えを差し控えたい。なお、一般論としては、ある外国人が出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第五条第一項第十四号に定める「法務大臣において日本国の利益又は公安を害する行為を行うおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」に該当するか否かについては、個別具体の事情に即して判断する必要があるものと考えている。

二について

御指摘の「いわゆる日本版マグニツキー法」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「海外で起きた深刻な人権侵害に責任がある者に対して制裁措置を講じる根拠となる」法令等の整備については、令和四年四月十五日の参議院本会議において、岸田内閣総理大臣が「幅広い・・・理解が重要との観点から、超党派での議論が進んでいると承知をしています。その議論をよく見守るとともに、これまでの日本の人権外交を踏まえ、引き続き検討してまいります。」と述べたとおりである。

三について

お尋ねの「政府は検討しているというが、検討期間が長くなれば長くなるほど、結局、日本は人権意識が低い国なのではないかと国際社会から疑念を抱かれる」の意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「検討」については、二についてでお答えしたとおりである。